

## (愛媛県中小企業融資制度)

### 災害関連対策資金の設定及び同資金に係る 保証料補助事業の実施について

今般、県では、平成30年7月豪雨により被害を受けられた県内中小企業者等の皆様が、安心して事業再建に取り組むことができるよう低利の「災害関連対策資金」を実施するとともに、その資金を利用する場合の信用保証料を全額補助することといたしましたのでお知らせします。

#### 1 融資対象者

県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を引き続き6か月以上営む法人又は個人であって、次の各号いずれかに該当する者。ただし、いずれの場合も市町が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」が必要。

- (1) 平成30年7月豪雨による災害（以下「災害」という。）の影響を受けて営業又は操業等を短縮し、若しくは停止していること。
- (2) 災害の影響を受けて最近1か月間の売上高が、前年同期の売上高に比して10%以上減少し、又は減少することが見込まれること。
- (3) その他、災害の対応策として、一時的に資金を必要としていること。

#### 2 融資条件

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 資金用途  | 運転資金、設備資金                                      |
| (2) 融資限度額 | 運転資金 2,000万円<br>設備資金 3,000万円                   |
| (3) 融資期間  | 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）<br>設備資金 10年以内（うち据置1年6か月以内） |
| (4) 融資利率  | 年1.0%  |
| (5) 保証料率  | 年0.35%から1.80%（中央値1.05%）                        |

⇒ 0.0%＜全額県負担＞

(※通常0.45%から1.90%のところ愛媛県信用保証協会が一律0.1%割引)

◆本資金のご利用にあたっては、愛媛県信用保証協会の保証が必要となります。

- (6) その他 平成30年7月9日以降、「平成30年7月豪雨」により被災し、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき市町長の認定を受け保証付き融資を受けた者、又は県融資制度のうち「緊急経済対策特別支援資金」の「融資対象」(1)の3に該当し、同資金融資を受けた者に限り、本資金への借換えを認める。

#### 3 取扱金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行

#### 4 取扱期間 平成30年7月20日から平成31年3月31日まで

※融資及び保証については、金融機関及び愛媛県信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。